

報道機関 各位

平成29年10月30日  
函館開発建設部 広報官  
電話 0138-42-7702

# 地元の子供たちに見送られて 除雪機械が出陣します！

## ～併せて除雪機械見学会も開催～

函館開発建設部 函館道路事務所では、除雪出陣式及び除雪機械見学会を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

この除雪出陣式は、本格的な降雪期を迎えるに当たり、函館道路事務所管内の国道総延長約241kmにおける冬期間の道路交通の安全確保を図るため、除雪機械を各除雪基地へ配備し、除雪体制を整えることに併せて開催するものです。

また、地元の子供たちに除雪作業への関心と理解を深めていただくために、除雪機械見学会も開催いたします。

### 記

- 日時 平成29年11月2日（木）10：30～11：30（雨天決行）
- 場所 函館道路事務所構内（北斗市追分4丁目11番2号）
- 参加者 北斗市 ゆうあい幼稚園 園児・職員 60名程度  
除雪作業関係者 40名程度
- 内容 別紙のとおり
- その他 悪天候により中止する場合は当部から連絡しますので、取材を希望される場合は、11月1日（水）までに広報官へ連絡をお願いいたします。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 函館開発建設部  
函館道路事務所 副所長 川口 則幸 (0138)49-2631（内線203）  
広報官 菅 雅弘 (0138)42-7702（内線216）



函館開発建設部ホームページ <http://www.hkd.mlit.go.jp/hk/>

# 函館道路事務所 除雪出陣式及び除雪機械見学会の開催について

## 【概要】

函館道路事務所では、本格的な除雪シーズンを迎えるに当たり、除雪機械を各除雪基地へ配備して、管内における除雪体制を整えることに併せて、除雪出陣式及び除雪機械見学会を開催いたします。

## 【実施内容】

- 10:30 除雪機械見学会
- 11:00 発注者代表の挨拶及び訓辞
- 11:05 除雪機械の紹介
- 11:10 受注者代表の安全宣言
- 11:15 運転前点検デモンストレーション
- 11:25 出陣号令
- 11:30 閉会

### ※参加予定

除雪機械	22台
幼稚園園児及び職員	60名程度
除雪作業関係者	40名程度

## 【開催場所】

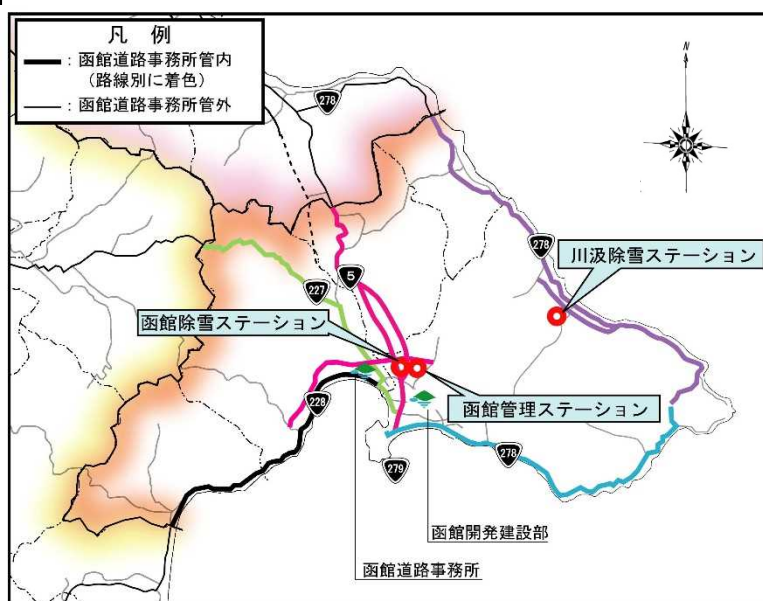


## 【函館道路事務所の管轄】

函館道路事務所では、国道5号、227号、228号、278号、279号、函館新道、函館新外環状道路、函館江差自動車道の延長約241kmを管理しています。これらの国道を除雪基地3箇所 計34台の除雪機械で除排雪や路面凍結対策を行っております。

### 機械別台数内訳

機械名	台数
除雪トラック	15
除雪グレーダ	4
ロータリ除雪車	2
除雪ドーザ	4
小形除雪車	4
凍結防止剤散布車	5
合計	34



## 除雪機械について（1 / 2）

### 【 除雪作業に使用する機械のご紹介 】

#### 『新雪除雪』

- 新たに降り積もった雪を、走行車線から取り除きます。
- 除雪トラックや除雪グレーダで路側又は路外に除雪したり、除雪ドーザで交差点などの特定箇所を除雪します。



<除雪トラック>



<除雪ドーザ>

#### 『路面整正』

- 凸凹になった路面を平坦にし、車を走りやすくします。
- 除雪トラックや除雪グレーダで、通行に必要な幅員と路面の平坦性を確保します。



<除雪トラック>



<除雪グレーダ>

#### 『歩道除雪』

- 早朝に、歩道に積もった雪を通勤・通学の時間帯までに除雪します。
- 小形除雪車に装備したロータリ装置やブレード装置で、歩道に降り積もった雪を除雪します。



<小形除雪車>

## 除雪機械について（2／2）

### 【 除雪作業に使用する機械のご紹介 】

#### 『運搬排雪』

- 除雪の際、道路脇に高く積み上げられた雪を、次の降雪に備えて排雪します。
- 路側に堆雪した雪堤を切り崩してロータリ除雪車でダンプトラックへ積み込み、雪堆積場へ雪を運搬します。



＜ロータリ除雪車＞

#### 『凍結防止剤等散布』

- 氷板や圧雪アイスバーンのツルツル路面が発生する場合に、凍結防止剤や防滑材を散布してツルツル路面の解消を図ります。
- 凍結防止剤散布車で坂道や交差点部などで発生したツルツル路面へ凍結防止剤（塩化ナトリウム等）や防滑材を散布します。



＜凍結防止剤散布車＞

### 【 除雪に関するお願い 】

除雪作業を円滑に行うため、以下のことに御理解と御協力をお願いします。

1. 除雪作業は基本的には交通量の少ない深夜から早朝にかけて作業を行いますので、快適・安全な朝の通勤通学のために、除雪作業に伴う振動や騒音の発生に御理解願います。
2. 路上駐車や放置自転車は、円滑な除雪作業の妨げになりますので、路上への車両の放置は御遠慮願います。
3. 車道や歩道への雪出しは、交通事故や道路障害の原因となりますので、御遠慮ください。
4. 機械除雪のため、玄関前に雪が残ることがあります。除雪後の残雪処理は、各ご家庭でお願いします。
5. 市街地の交差点及び郊外の坂道等に砂箱を設置しています、路面が凍結している場合等において、砂まきに御協力願います。